明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の規定により農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に係る同法第六条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し並びに同法第十五条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成三十年農林水産省令第六十七号）の一部を次のように改める。

第三条を次のように改める。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第十六条　（略）	**第一条～第十六条**　（略）
（中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者による情報提供）	
第十七条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、次に掲げる情報を取得したときは、遅滞なく、法第二十七条第二項の規定により当該情報を農林水産大臣に提供するよう努めるものとする。	（新設）
一　食品等の取引に係る不公正な取引方法に関する情報	
二　前号に掲げるもののほか、食品等の取引の適正化に資する情報	
（権限の委任）	（権限の委任）
第十八条　（略）	**第十七条**　（略）

○経済産業省令第三十一号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

（経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十七人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～6　［略］	2～6　［略］